個人情報に関する取扱いについて

〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保 険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日等>(以下、「個人情 生した際にも、引続き契約者および生命保険会社において 報 といいます。) を取り扱い、契約者が保険契約を締結する それぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。 生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供 いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されま 人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生 命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・ 継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・ 提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契 約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・ サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使 ホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/) をご参 用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的 社員権について

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社 なりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社 の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご 契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とは

の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保 険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必 要と認められる目的に利用目的が限定されてます。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、 照ください。

員が有する権利はありません。

このご加入の手引きは正規パンフレットとなります。

この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

引受保険会社 明治安田生命保険相互会社 公法人第三部法人営業第二部

〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8F

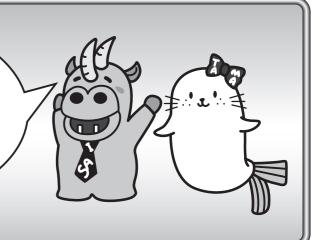
TEL 03-5289-7590

MY-A-25-企-002443

ご加入の手引き



個人拠出による「積立年 金制度」です。在職中の 積立により将来の安定し た生活を準備する自助努 力の制度です。



自助努力でゆとりある老後の生活設計!

全ての所属所に訪問できないことがありますので、予めご了承ください。

【留意事項】

退職等組合員資格喪失に伴い短期間解約した場合、積立金(脱退一時金)は払込保険料の合 計を下回ることがありますのでご注意ください。

※【契約概要】 【注意喚起情報】はP5~P6に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、 お申込みください。

申 込 締 切 日 令和7年4月21日 加入日(責任開始日) 令和7年8月1日

埼玉県市町村職員共済組合

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号

【制度内容お問い合わせ先】

0120-604-080(引受保険会社・取扱代理店フリーダイヤル)

9:00~17:00(土日祝日除く)

引受保険会社:取扱代理店 明治安田生命保険相互会社 公法人第三部法人営業第二部 03 - 5289 - 7590

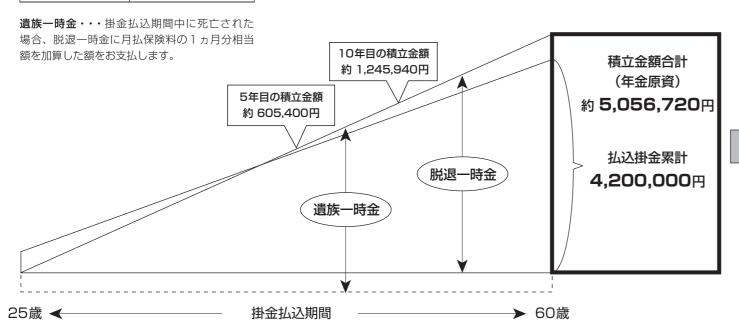
意向確認【ご加入前のご確認】

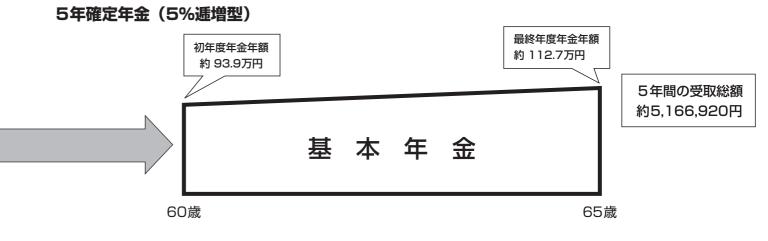
M・F・Eプランは、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

= ご加入例 =		
加入年齢	25歳	
退職等の中途脱退	60歳	
払込年数	35年	
性別	男性	
加入口数(月払)	2口(10,000円)	

掛金払込期間中

掛金払込完了後





加入について

加入資格	加入日(8月1日)に満15歳以上63歳未満の組合員で、申込日現在健康で正常に就業している方で 掛金払込完了年齢(65歳)まで2年以上ある方となります。
掛金	掛金の払込は満65歳(ただし組合員に限る)で完了します。 ・月払は1口5,000円単位で1口以上4口以下でご加入いただけます。 *掛金負担者は加入者本人です。(掛金は毎月の給与から控除します。初回は7月です。) *掛金には制度運営費が含まれておりますので、実際の保険料は0.5%(1口当たり月払25円)を控除した額になります。
一 時 払(積 増) 毎年12月中旬から 1月中旬の取扱い	1口10,000円単位で、1口以上3,000口以下で申込み下さい。但し、一時払の加入は、月払への加入が条件となります。 *一時払掛金にも制度運営費が含まれておりますので、実際の保険料は0.5%(1口当たり50円)を控除した額になります。

税法上の取扱い

〇保険料(保険料は掛金より制度運営費を控除した額)

加入者が払い込んだ保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。

制度運営費の額は生命保険料控除の対象となりません。

〇年金

加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。

課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)

- 基本年金年額 × 払 込 保 険 料 累 計 額 年金支払総額(見込額)

*雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。

〇脱退一時金(拠出型企業年金保険)

- 一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。
- 一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円)×1/2(他に一時所得がない場合)
- *所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

〇遺族一時金

相続税の対象となります。ただし受取人が法定相続人の場合『法定相続人数×500万円』まで非課税となります。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

卦金払込期間中の給付額試算表

◎月払掛金(2口=1万円)の場合

加入年数	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)
1 年	120,000 円	約 118,360 円
2	240,000	238,080
3	360,000	359,140
4	480,000	481,580
5	600,000	605,400
6	720,000	730,640
7	840,000	857,280
8	960,000	985,360
9	1,080,000	1,114,920
10	1,200,000	1,245,940
15	1,800,000	1,923,820
20	2,400,000	2,641,380
25	3,000,000	3,401,060
30	3,600,000	4,205,260
35	4,200,000	5,056,720
40	4,800,000	5,958,160

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払す る金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するもの ではありません。

- (1)年間保険料244,626万円を常に維持していること。
- (2)加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
- (3)給付額試算表の給付額は、予定利率(令和7年2月1日現在年 1.25%)に基づき計算しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、 将来変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金は それぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では 確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もありま す。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱 退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

左記は月払掛金1万円(2口)の場合であり、月払掛金2万円(4口) は2倍して下さい。

年金給付額試算表

(5年確定年金) 2ページの場合の例です。

経過年数	基本年金年額	年金受取額累計
1 年	約 939,440 円	約 939,440 円
2	986,410	1,925,850
3	1,033,380	2,959,230
4	1,080,360	4,039,590
5	1,127,330	5,166,920
合計	5,166,920	

初年度年金月額に対し5%逓増です。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあ り、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始 後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控 除します(記載金額は控除後です)。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しま 記載の給付額は、予定利率(令和7年2月1日現在年1.25%)に基づき すので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金 の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払でき ない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

くご参考>

公的年金シミュレーター

(https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/)

「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な 年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコン またはスマートフォンでご利用できます。



制度の取扱いについて 令和7年4月1日(火)~令和7年4月21日(月)間でのPR期間中に申込みを受け付け、令和7年8 (責任開始日) 月1日(金)から加入となります。 積立金の減口(払い出し)…加入者は次の事由がある場合にはお申し出により積立金の減口(払い出 し)をすることができます。 ※積立金の減口(払い出し)とは、払込を継続しながら積立金をお支払いするものです。 <別表> (○は該当事由) 積立金の減口(払い出し) 事 由 減口(払い出し)取扱 ①災害 \bigcirc \bigcirc ②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む) \bigcirc ③住宅の取得 \bigcirc ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む) \bigcirc \bigcirc ⑥債務の弁済 ⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合 × 在職中に脱退、または死亡したときは、次の給付があります。(被保険者が死亡したときは、年金での お支払いはできません) ・脱退したとき:脱退一時金(加入者本人に支払われます) 在職中の給付 ・死亡したとき:遺族一時金(加入者の遺族に支払われます) 遺族一時金=脱退一時金+月払保険料(掛金から制度運営費をひいた額)の1ヵ月分相当額 ※遺族とは労働基準法施行規則第42条~第45条に定める遺族補償の順位によります。 任意脱退を希望する方は、脱退の申込みができます。給付金請求書の提出が必要となります。 ※年金受取人(掛金負担者)は被保険者本人です。 ※掛金払込完了年齢(65歳)に達した時、または満45歳以上で、掛金払込完了期日前に死亡以外の 事由で当制度から脱退されたとき年金をお支払い致します。これらのことを「年金受給権の取得」

- といいます。
- ※初年度年金月額が1万円未満の場合には年金選択ができません。
- ※年金は年4回(2月、5月、8月、11月)の各月15日に、年金月額の3ヵ月分に相当する額をお支払 いします。ただし、支払日が土・日曜日および祝・休日に当たる場合は、翌営業日とします。なお、第 一回目の年金は、年金開始期日の属する月の直後に到来する支払期日にお支払いします。なお、年 金繰延(据置)は取り扱いません。

年金受給開始後の

- ※年金の種類は、5年確定年金(5%単利逓増型確定年金)となります。
- ※年金受給権を取得した被保険者が年金を一時金で請求したときは、残余保証期間に対応する未払 年金現価を一時金でお支払いします。
- ※年金受給中の被保険者が年金の一時払の請求をしたときは、残余保証期間に対応する未払年金現 価を一時金でお支払いします。
- ※年金受給中の被保険者が死亡し、その継続受取人から請求があったときは、残余保証期間に対応す る未払年金現価を一時金でお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入 者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払い します。

当

毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増しのための保険料の払 込に充当し、年金受給権取得後は、年金と共に支払います。

配当金は引受生命保険会社所定の利率(この利率は、金利水準等の状況変化により変動することがあ ります)で積立てておき、保険金をお支払いするとき、または脱退時にご契約者へお支払いします。

4

※適用される引受生命保険会社の利率についてはホームページ

(https://www.meijiyasuda.co.jp/)でご確認ください。

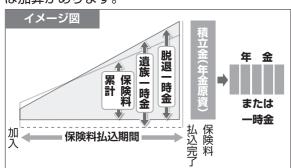
意向確認(ご加入前のご確認)

ご加入の内容等に関する重要な事項のう ち、特にご確認いただきたい事項を【契約概 要」、ご加入に際して特にご注意いただきた い事項を【注意喚起情報】に記載しています ので、ご加入前に必ずお読みください。ま た、各事項の詳細につきましては本パンフ レットの該当箇所を必ずご参照ください。 ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚 起情報】および本パンフレットの内容とあわ せて、取扱内容・給付額試算表の内容・保 険料等がご意向に沿った内容となっている か、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

● 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努 力による老後保障資金を準備するために、企 業・団体を保険契約者として運営する団体年金 保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、 退会等により保険料払込完了を迎えられた後に 年金または一時金が受け取れます。また、遺族 年金特約により、保険料払込期間中の死亡時に は加算があります。



② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齡、加入資格、(追加)加入日、保険料 の額、払込方法、払込完了期日等につきまして は、本パンフレットの該当箇所をご参照くださ い。退職、退会等により企業・団体の所属員で なくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

る 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレッ トに記載の給付額試算表にてご確認ください。

● 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした 年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則 一時金でお支払いとなりますが、年金でのお 支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された 場合は、積立金に遺族年金特約による加算を して、一時金にて遺族の方にお支払いします。 ※上記の年金もしくは一時金について選択でき る給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容 により取扱が異なります。

6 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰 余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組 みとなっています。年度途中で脱退された場合 その年の配当金はありません。

6 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報(特に重要なお知らせ)

お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契 約であり、クーリング・オフの適用はありませ ん。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し 等については本パンフレット記載の団体窓口に お問い合わせください。

2 責任開始期

で提出いただいた加入申込書に基づき引受保 険会社がご加入を承諾した場合、引受保険会社 は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を 負います。なお、企業・団体の社員・職員、保 険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、 責任を開始させるような代理権はありません。

3 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに 制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入 者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年 金・遺族一時金をお支払いします。同様に年 金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原 資を他の相続人にお支払いします。

- ■契約者の保険契約締結の際または加入者がこ の保険契約に加入する際に、詐欺行為があっ た場合は、この保険契約の全部または一部が 取り消しとなることがあり、既に払込まれた 保険料は払戻ししません。
- ■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求に ついて詐欺を行なった時(未遂を含みます)な ど、この保険契約の存続を困難とする重大な 事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、 受取人または継続受取人が暴力団関係者、そ の他の反社会的勢力に該当すると認められる などの重大な事由が発生した場合は、この保 険契約の全部または一部を解除することがあ ります。この場合、所定の返戻金をお支払い します。
- ■保険料の払込を中断されている期間中にご加 入者が死亡された場合、遺族年金特約による 加算はありません。

4 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定 の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停 止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあ ります。

⑤ 信用リスク・生命保険契約者保護機構

- ■保険会社の業務または財産の状況の変化によ り、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、 年金受給時にお約束した年金額が削減される ことがあります。
- ■引受保険会社は生命保険契約者保護機構 (以下「保護機構」といいます)に加入してい ます。保護機構の会員である生命保険会 社が経営破綻に陥った場合、保護機構によ り、保険契約者保護の措置が図られること がありますが、この場合にも積立金額や年 金受給時にお約束した年金額等が削減され ることがあります。詳細については、保護 機構までお問合せ下さい。(ホームページ https://www.seihohogo.ip/)

6 ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する 苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社 公法人第三部 法人営業第二部 03-5289-7590

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきま しては、本パンフレット記載の団体窓口へ ご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生 命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命 保険相談所 | では、電話・文書(電子メール・ FAXは不可)・来訪により生命保険に関す るさまざまな相談・照会・苦情をお受けして おります。また、全国各地に「連絡所 | を設置 し、電話にてお受けしております。

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けた ことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼し た後、原則として1ヵ月を経過しても、契約 者等と生命保険会社との間で解決がつかない 場合については、指定紛争解決機関として、 生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約 者等の正当な利益の保護を図っております。

(ホームページ https://www.seiho.or.jp/)

→ 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払込いただいた保険料全額 をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一 部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てら れます。したがいまして、積立金や脱退・払出 し時の一時金の額がお払込いただいた保険料の 累計額を下回る場合があります。

8 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立 金に対して付利する利率のことをいいます。金 利水準の低下、その他の著しい経済変動などこ の契約の締結の際、予見しえない事情の変更に より特に必要と認めた場合には、保険業法およ び同法に基づく命令の定めるところにより主務 官庁に届け出たうえで、予定利率を変更するこ とがあります。

⑨ ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利 厚生制度の変更等によりご継続できないこと があります。ご加入者が10名未満となった 場合、この契約は解約となることがあります。 ■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いし ます。

● 年金・一時金の支払いに関する手続き等の 留意事項

- ■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経 由で行なっていただく必要がありますので、 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、す みやかに本パンフレット記載の団体窓口にご 連絡ください。
- ■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご 加入のご契約内容によっては、他の年金・保 険金などのお支払事由に該当することがあり ますので、十分にご確認ください。

6